

改正後の相続税・贈与税の概要と税務調査

本 川 國 雄

I 相続税の概要と改正

1 どのような税金？

個人が被相続人（亡くなられた方）の財産を相続、遺贈などによって取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

相続税の申告が必要となる場合には、被相続人のなくなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に申告書を提出しなければなりません。

2 相続税の申告が必要な人とは？

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの財産の合計額」から「相続財産の価額から控除できる債務・葬式費用の額」を差し引いた金額（課税価格の合計額）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」	=	3,000万円	+	(600万円 × 法定相続人の数)
「改正前」	=	5,000万円	+	(1,000万円 × 法定相続人の数)

(注) 「法定相続人の数」は、相続の放棄をした人があっても、その放棄がないとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。

○「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

ロ 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

(イ) 被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。

(ロ) 被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。

(ハ) 被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

3 相続税が課される財産は？

相続税の課税対象となる財産で主なものは次のとおりです。

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。

※ 被相続人が資金を拠出していた有価証券や預貯金は、名義のいかんを問わず相続税の課税対象となります。したがって、購入したがまだ登記をしていない不動産、家族名義や無記名の預貯金、有

価証券なども含まれます。

(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「死亡生命保険金」や「死亡退職金」は、いずれも次の算式によって計算した金額までは非課税となります。

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

また、被相続人が保険料を負担し被相続人以外の者が契約者となっている保険契約で、まだ保険金の支払事由が発生していないもの（保険契約の権利）も課税対象となります。

（注）「保険契約の権利」は非課税の対象とはなりません。

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

平成15年1月1日以後に贈与を受けた財産に適用されます。

被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。

（注）相続時精算課税適用財産の価額は、相続開始のときの価額ではなく、贈与を受けた日の属する年の評価額です。

(4) 被相続人から相続人が相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産（上記の（3）を除きます。）は、相続税の課税対象となります。

4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

(1) 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。

葬式費用とは、①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

5 相続税の計算方法は？

(1) 相続などで取得した財産の課税価格を計算します。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{相続や遺贈に} \\ \text{よって取得し} \\ \text{た財産の価額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続時精算課} \\ \text{税適用財産の} \\ \text{価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{債務・葬} \\ \text{式費用の} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} \right] + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続開始前3} \\ \text{年以内の贈与} \\ \text{財産価額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格} \\ \hline \end{array}$$

(2) 課税遺産総額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{遺産に係る基礎控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税遺産総額} \\ \hline \end{array}$$

(3) 相続税の総額の計算

相続税の総額の計算は、まず、相続人が財産をどのように分割したかに関係なく、「法定相続人」が法定相続分で取得したものと仮定して、各人ごとの取得価額を計算し、税率を当てはめて税額を算出し、各人ごとの税額を合計して相続税の総額を計算します。

相続人が妻と子2人の場合の相続税の総額の計算です。

課 税 遺 産 総 額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{配偶者 (2分の1)} \quad \vdots \quad \text{子1 (4分の1)} \quad \vdots \quad \text{子2 (4分の1)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{ccc}
 \text{×} & \text{×} & \text{×} \\
 \text{税率} & \text{税率} & \text{税率} \\
 \hline
 \boxed{\text{2分の1に応じる税額}} & + & \boxed{\text{4分の1に応じる税額}} & + & \boxed{\text{4分の1に応じる税額}} \\
 \hline
 = & & \boxed{\text{相続税の総額}}
 \end{array}
 \end{array}$$

(4) 各人の納付すべき相続税額の計算

相続税の総額を課税価格の合計額に占める実際に取得した各相続人の課税価格の割合であん分して計算した金額が各人ごとの相続税額となり、その金額から各人の該当する「税額控除」を控除して「納付税額」を計算します。

6 税額控除とは？

(1) 暦年課税の贈与税額控除

「相続開始前3年以内贈与加算」がある場合に、その贈与で課せられた贈与税があるときは、その贈与税額を控除します。この場合、算出した相続税額よりも贈与税額が多いときは、相続税の納付税額は「0」となり、贈与税額は還付されません。

(2) 配偶者の税額軽減

相続などで財産を取得した人が被相続人の配偶者である場合（戸籍上の配偶者に限られます。内縁関係は該当しません。）には、その配偶者の相続税額から次の算式によって計算した金額を控除します。

$$\text{(算式)} \quad \text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の①又は②のうちいずれか少ない方の金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

①課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けて計算した金額又は1億6千万円のいずれか多い方の金額

②配偶者の課税価格（申告期限までに分割されていない財産の額は除かれます。）

(注) 配偶者の税額軽減を受けるには、相続税の申告期限までに遺産の分割協議が成立していることが条件です。

ハ 未成年者控除

遺産を取得した人が満20歳未満の相続人である場合は、その人の相続税額から、10万円に相続開始の日からその人が満20歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。

ニ 障害者控除

遺産を取得した人が日本国内に住所を有する障害者で、かつ、相続人である場合は、その人の相続税額から、10万円に相続開始の日から満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。特別障害者である場合は20万円となります。

ホ 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続などで財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続などで財産を取得した人の相続税額から一定の金額を控除します。

ヘ 外国税額控除

相続などで外国にある財産を取得したため、その財産について外国で相続税に相当する税金が課された場合には、その人の相続税から一定の金額を控除します。

ト 相続時精算課税分の贈与税額控除

相続時精算課税適用者に相続時精算課税適用財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額からその贈与税額に相当する金額を控除します。

なお、その金額を相続税額から控除する場合において、なお控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額に相当する税額の還付を受けることができます。

この税額の還付を受けるためには、相続税の申告書を提出しなければなりません。

チ 医療法人の出資金の持分税額控除（医療法人の出資金の持分についての相続税の税額控除の特例）

医療法人の持分を相続などで取得し、相続開始の時から相続税の申告期限までの間にその持分の全

部又は一部を放棄した場合で、一定の要件を満たすときは、放棄した持分の額に対応する部分の相続税額に相当する金額を控除します。

◎具体的計算例の①

「相続税がかかる財産」2億円、「債務・葬式費用」の合計額 3,000万円、

相続人は妻と子2人で、妻が1億3,000万円の財産と財務・葬式費用の全部を相続し、子は各々3,500万円ずつ相続した場合

・各人の課税価格の計算

妻 1億3,000万円 - 3,000万円 = 1億円

子2人とも 3,500万円 - 0万円 = 3,500万円

・課税価格の合計額の計算 1億2,000万円

1億円 + 3,500万円 + 3,500万円 = 1億7,000万円

・課税遺産総額の計算

1億7,000万円 - 4,800万円（基礎控除額） = 1億2,200万円

・相続税の総額の計算

i 法定相続分 妻 2分の1 子 4分の1

妻 1億2,200万円 × 1/2 = 6,100万円

子 1億2,200万円 × 1/4 = 3,050万円（×2人分）

ii 各人の税額の計算

妻 6,100万円 × 30% - 700万円 = 1,130万円

子 3,050万円 × 20% - 200万円 = 410万円

iii 合計税額

1,130万円 + 410万円 × 2人分 = 1,950万円

・各人の納付すべき税額の計算

妻 1,950万円（相続税の総額） × 1億円（妻の取得財産の額）

÷ 1億7千万円（課税価格の合計額） = 1,147万500円（妻の算出税額）

子 1,950万円（相続税の総額） × 3,500万円（子の取得財産の額）

÷ 1億7千万円（課税価格の合計額） = 401万4,700円（子の算出税額）

・配偶者の税額軽減額の計算

妻の法定相続分の金額 1億7千万円 × 1/2 = 8,500万円 < 1億6千万円

妻 1,950万円（相続税の総額） × 1億円（妻の課税価格）

÷ 1億7,000万円（課税価格の合計額） = 1,147万500円（税額計減額）

（配偶者の税額軽減額は、配偶者の取得した財産が法定相続分か、法定相続分の額が

1億6千万円に満たないときは1億6千万円に相当する配偶者の税額を控除する。）

・差し引き納付税額

妻 1,147万500円（妻の算出税額） - 1,147万500円（税額軽減額） = 0円（納付税額）

子 401万4,700円

7 小規模宅地の評価の特例

被相続人及び親族が事業又は居住の用に供していた宅地の評価額を、その利用状況によって一定の面積について一定の割合で評価額を減額する特例です。その概要は次のとおりです。

(1) 各小規模宅地の要件

イ 特定事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地の上で営まれていた被相続人等の事業を相続税の申告期限までに引継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

ロ 特定同族会社事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
一定の法人の事業の用に供されていた宅地等	法人役員要件	相続税の申告期限においてその法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員（清算人を除く））であること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

(注) 一定の法人～相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有しているその法人を言います。

ハ 特定居住用宅地等の要件

区分	特例の適用要件		
	取得者		取得者等ごとの要件
① 被相続人の居住の用に供されていた宅地等	1	被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2	被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人
	3	上記1及び2以外の親族	(1) から (3) に該当する場合で、かつ、次の(4)及び(5)の要件を満たす人 (1) 相続開始の時に、被相続人若しくは取得者が日本国内に住所を有していたこと、又は、取得者が日本国内に住所を有しない場合で日本国籍を有していること (2) 被相続人に配偶者がいないこと (3) 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人である人がいないこと (4) 相続開始前3年以内に日本国内にある取得者又は取得者の配偶者の有する家屋に居住したことがないこと (5) その宅地等を相続税の申告期限まで有していること
② 被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1	被相続人の配偶者	「取得者等ごとの要件」はありません。
	2	被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有している人

二 貸付事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

(2) 各小規模宅地の限度面積と減額割合

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合
に被相続人等が供された事業用の宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注) 1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（農地、採草放牧地を除く）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除きます。

2 「貸付事業」とは、「不動産貸付業」、「駐車場業」、「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。

3 「限度面積」については、特例を適用する宅地等が次の(1)又は(2)のいずれに該当するかに応じ、それぞれの算式を満たす面積がそれぞれの限度面積となります。

(1) 特例を適用する宅地等が特定居住用宅地等(⑥)及び特定事業用宅地等(①又は②)である場合(特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等(③、④又は⑤がない場合)

$$A \leq 400\text{㎡} \cdot B \leq 330\text{㎡} \quad (\text{合計} 730\text{㎡} \text{まで適用可能})$$

(2) 特例を適用する宅地等が貸付事業用宅地等(③、④又は⑤)及びそれ以外の宅地等(①、②又は⑥)である場合(特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等(③、④又は⑤)がある場合

(注) A : 「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」の面積の合計 (①+②)

B : 「特定居住用宅地等」の面積の合計 (⑥)

C : 「貸付事業用宅地等」の面積の合計 (③+④+⑤)

※ (2)の算式におけるA、B及びCの面積の端数処理に当たっては、その面積の合計が200㎡を超えないようご注意ください。

4 宅地等の内に被相続人等の事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分がある場合には、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた部分のみが特例の対象となります。

◎具体的計算例②

(小規模宅地の評価の特例を適用すると納税額が「0」となる例)

1 小規模宅地の評価の特例を適用しない場合の計算

(1) 相続税がかかる財産と債務・葬式費用の額

居住用の土地 (300㎡)	1 億 円	(小規模宅地の特例を適用する前の金額)
居住用の建物	500万円	
その他の財産	9,500万円	
合計金額	2 億 円	
債務葬式費用の額	3,000万円	
差引課税価格	1 億7,000万円	

(2) 相続人

妻、子2人。

申告期限までに分割が整わなかったため、一旦、法定相続分で取得したものと仮定して申告することとしました。(申告期限までに分割協議が成立していないときは、この特例の適用を受けることができないため。)

(3) 各人の課税価格 (法定相続分の額)

相続人 (法定相続分)	妻 (1/2)	子1 (1/4)	子2 (1/4)	合計
相続税がかかる財産	1 億 円	5,000万円	5,000万円	2 億 円
債務・葬式費用	1,500万円	750万円	750万円	3,000万円
課 税 価 格	8,500万円	4,250万円	4,250万円	1億7,000万円

(4) 課税遺産総額の計算

1 億7,000万円 (課税価格の合計額) - 4,800万円 (基礎控除額) = 1 億2,200万円 (課税遺産総額)

(5) 相続税の総額の計算

i 法定相続分 妻 2分の1 子 4分の1

妻 1 億2,200万円 × 1/2 = 6,100万円

子 1 億2,200万円 × 1/4 = 3,050万円 (×2人分)

ii 各人の税額の計算

妻 6,100万円 × 30% - 700万円 = 1,130万円

子 3,050万円 × 20% - 200万円 = 410万円

iii 合計税額 (相続税の総額)

1,130万円 (妻分) + 410万円 × 2 (子2人分) = 1,950万円

(6) 各人の納付すべき税額の計算

妻 1,950万円 (相続税の総額) × 8,500万円 (妻の取得価額) ÷ 1 億7千万円 = 975万円

子1 1,950万円 (相続税の総額) × 4,250万円 (子の取得価額) ÷ 1 億7千万円 = 487万5千円

子2 1,950万円 (相続税の総額) × 4,250万円 (子の取得価額) ÷ 1 億7千万円 = 487万5千円

申告期限までに分割協議が成立しなかったため、配偶者の税額軽減の措置も受けられませんから、それぞれの納付税額は、

妻 975万円 子1 487万5千円 子2 487万5千円

となります。

2 小規模宅地の評価の特例を適用した場合

(1) 相続税がかかる財産と債務・葬式費用の額

居住用の土地（300㎡）	1 億 円	（小規模宅地の特例を適用する前の金額）
居住用の建物	500万円	
その他の財産	9,500万円	
合計金額	2 億 円	
債務葬式費用の額	3,000万円	
差引課税価格	1 億7,000万円	

(2) 相続人

妻、子2人。

(3) 遺産の分割

子2人は「その他の財産」の3,500万円ずつを、妻は残りの財産（土地、建物を含みます。）及び債務・葬式費用を取得・負担することで分割協議が成立しました。

(4) 小規模宅地の評価の減額金額の計算

被相続人の居住の用に供していた宅地について、妻が相続した場合は無条件で330㎡まで80%の評価減（特定居住用宅地）が受けられます。例題は300㎡ですから、その面積の全部が80%減額の対象となります。

土地の評価額	1 億円	×	80%	=	8,000万円
妻が取得した財産の合計額	1 億3,000万円				
妻が負担した債務・葬式費用の額	3,000万円				
小規模宅地の評価額の減額		▲	8,000万円		
差引妻の取得価額	2,000万円				

(5) 各人の課税価格（法定相続分の額）

相続人	妻	子1	子2	合計
相続税がかかる財産	5,000万円	3,500万円	3,500万円	1億2,000万円
債務・葬式費用	3,000万円	—	—	3,000万円
課税価格	2,000万円	3,500万円	3,500万円	9,000万円

(6) 課税遺産総額の計算

（課税価格の合計額）9,000万円 - （相続税の基礎控除額）4,800万円 = 4,200万円

(7) 相続税の総額の計算

i 法定相続分 妻 2分の1 子 4分の1

妻 4,200万円 × 1/2 = 2,100万円

子 4,200万円 × 1/4 = 1,050万円（×2人分）

ii 各人の税額の計算

妻 2,100万円 × 15% - 50万円 = 265万円

子 1,050万円 × 15% - 50万円 = 107万5千円

iii 合計税額（相続税の総額）

265万円（妻分）+ 107万5千円（子1）+ 107万5千円 = 480万円

(8) 各人の納付すべき税額の計算

妻 480万円（相続税の総額）× 2千万円（妻の取得価額）÷ 9千万円（課税価格の合計額）
= 106万7千円

子1 480万円（相続税の総額）× 3,500万円（子1の取得価額）÷ 9千万円（課税価格の合計額）= 186万7千円

子1 480万円（相続税の総額）× 3,500万円（子1の取得価額）÷ 9千万円（課税価格の合計額）= 186万7千円

(9) 配偶者の税額の軽減額

妻の法定相続分の金額 $9,000万円 \times 1/2 = 4,500万円 < 1億6千万円$
 妻 $480万円 (相続税の総額) \times 2千万円 (妻の課税価格) \div 9千万円 (課税価格の合計額)$
 $= 106万7千円$

(10) 納付する相続税額

妻 $106万7千円 (妻の納付すべき税額) - 106万7千円 (配偶者の税額軽減額) = 0円$
 子1 $186万7千円$
 子2 $186万7千円$

期限までに分割協議が成立せず、申告書の提出後に分割が確定するような場合は、いったん、法定相続分で取得したと仮定し、小規模宅地の評価の特例を適用せずに申告書を提出、納税し、確定した日から4ヶ月以内に更正の請求の手続きをとることができます。

相続税の改正（平成27年1月1日以降の相続）

	改正後	改正前
1 基礎控除額の改正	3,000万円 + 法定相続人数×600万円	5,000万円+法定相続人数×1,000万円

2 税率構造の改定

①税率（基礎控除後の金額を各法定相続人が法定相続分で取得したものと見做した金額）

各法定相続人の取得した金額	改正後税率	改正前税率
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下	45%	
3億円超 ～ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ～	55%	

②速算表

区分	税率	控除額
1千万円以下	10%	—
3千万円以下	15%	50万円
5千万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

区分	税率	控除額
1千万円以下	10%	—
3千万円以下	15%	50万円
5千万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

3 税額控除の改正

①未成年者控除額の引き上げ

20歳までの1年につき 10万円	20歳までの1年につき 6万円
------------------	-----------------

②障害者控除額の引き上げ

85歳までの1年につき 10万円	85歳までの1年につき 6万円
特別障害者 20万円	特別障害者 12万円

4 小規模宅地等の評価の特例

① 特定居住用宅地等の限度面積の拡大

限度面積 330㎡ (減額割合80%)

限度面積 240㎡ (減額割合80%)

② 居住用・事業用の宅地を選択する場合の適用面積の拡大

特定居住用宅地等 330㎡
特定事業用等宅地等400㎡
合計 730㎡
まで適用可能

特定居住用宅地等 240㎡
特定事業用等宅地等400㎡
合計 400㎡
まで適用可能

※ただし、貸付事業用宅地等について適用を受ける場合には一定の制限計算を行います。

II 贈与税の概要と改正

1 贈与税の概要

その年の1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた個人は、その贈与を受けた財産について課される税金です。

(1) 暦年課税

イ、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に基礎控除額(110万円)を控除して税率を適用し、納付税額を計算する方式です。(1年間に2人以上又は同じ人から2回以上の贈与を受けた場合は、それらの合計金額となります。)

ロ、計算方法

1年間に贈与を受けた財産の合計金額から基礎控除(110万円)を控除して税率を適用します。

《 計算例 》 500万円の贈与を受けた場合の計算例

(イ) 一般贈与財産の場合

500万円
500万円 - 110万円 (基礎控除額)

110万円 390万円
(基礎控除額) (基礎控除後の課税価格) = 390万円 (課税価格)

(基礎控除後の課税価格) 390万円 × 20% - 25万円 = 53万円

(ロ) 「特例税率」を適用する場合 (平成27年1月1日以降新設されました。)

※ 特例税率とは

「暦年課税」の場合に、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により財産を取得した受贈者が、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であるときは、「特例税率」を適用して税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といい、適用がない財産は「一般贈与財産」といいます。

500万円
500万円 - 110万円 (基礎控除額)
110万円 390万円
(基礎控除額) (基礎控除後の課税価格) = 390万円 (課税価格)

(基礎控除後の課税価格) 390万円 × 15% - 10万円 = 48万5,000円

(ハ) 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合

次の①と②の合計額 (① + ② = 税額)

一般贈与財産に対応する金額 = $a \times (A / C)$ …… ①

特例贈与財産に対応する金額 = $b \times (B / C)$ …… ②

A：一般贈与財産の価額

B：特例贈与財産の価額

C：合計贈与金額 (A+B)

(※ A、B及びCは、課税価格の基礎に算入される価額)

a：合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額

b：合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

《 計算例 》

贈与により①一般贈与財産 100万円と②特例贈与財産400万円(合計500万円)を取得した場合 $500万円 - 110万円 = 390万円$ (基礎控除後の課税価格)

①に対応する金額

$(390万円 \times 20\% - 25万円) \times (100万円 / 500万円) = 106,000円$ …… ①

②に対応する金額

$(390万円 \times 15\% - 10万円) \times (400万円 / 500万円) = 388,000円$ …… ②

① + ② = $106,000円 + 388,000円 = 494,000円$

(2) 相続時精算課税

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の価額)を加算して相続税を計算します。その際、既に支払った贈与税相当額を相続税から控除します(控除しきれない金額は還付されます。)

イ、要件

(イ) 贈与者 贈与をした年の1月1日において、60歳以上の者(年齢が引下げられました。)

(ロ) 受贈者(贈与を受けた者) ① 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者
② 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫
(孫が追加されました。)

ロ、計算方法

(イ) 特別控除 2,500万円 (「基礎控除」ではありません。)

(ロ) 税率 2,500万円を越えた部分に対して、一律 20%

ハ、手続き

「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」及び必要な添付書類を税務署に提出しなければなりません。

添付書類は

(イ) 贈与を受けた人の戸籍謄本又は抄本

(ロ) 贈与を受けた人の戸籍の附票の写し

(ハ) 贈与をした人の住民票の写し

二、「取り消し」の不可

相続時精算課税を選択した場合には、同一の贈与者からのその年以降の贈与税についてはすべて相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

(注) 精算課税の適用を受けた同一の贈与者から、翌年以降に110万円の贈与を受けた場合には、22万円(税率20%)の贈与税を申告・納付をしなければなりません。

2 贈与税の改正

(平成27年1月1日以降の贈与)

(1) 暦年課税の税率構造の改正 (基礎控除額 110万円)

①税率

基礎控除後の課税課格	改正後一般税率 (一般贈与財産)	改正後特例税率 (特例贈与財産)	改正前税率
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%		20%
400万円超 ～ 600万円以下	30%	20%	30%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	30%	40%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	45%	40%	50%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	55%	50%	
4,500万円超 ～		55%	

②速算表

基礎控除後の課税価格	改正後				改正前	
	一般税率		※ 特例税率		税率	控除額
	税率	控除額	税率	控除額		
～ 200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
200万円超 ～ 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ～ 400万円以下	20%	25万円			20%	25万円
400万円超 ～ 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円	1,000万円超 50%	225万円
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円		
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	55%	3,000万円超 400万円	50%	415万円		
4,500万円超 ～			55%	640万円		

改正後の税率

- ①一般税率 (一般財産の贈与) ～ 「特例税率」の適用がない財産
- ②特例税率 (特例財産の贈与) ～ 暦年課税の場合で、直系尊属 (父母や祖父母) から贈与を受けた者が、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であるときは「特例税率」を適用する。(特例贈与財産という。)

付録

一般財産と特例財産の両方の贈与を受けた場合の計算

Ⓐ 一般贈与財産 100万円

Ⓑ 特例贈与財産 400万円

(受贈財産の合計金額) 500万円 - (基礎控除額) 110万円 = 390万円

Ⓐに対応する金額 (390万円 × 20% - 25万円) × (100万円 / 500万円) = 106,000円

Ⓑに対応する金額 (390万円 × 15% - 10万円) × (400万円 / 500万円) = 388,000円

106,000円 + 388,000円 = 494,000円 (納付税額)

(2) 相続時精算課税（特別控除額 2,500万円）

○適用対象者の範囲の拡大

贈与者	改正後
	・ 贈与をした年の1月1日において 60歳以上の者

贈与者	改正前
	・ 贈与をした年の1月1日において 65歳以上の者

受贈者	改正後
	・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

受贈者	改正前
	・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人

(3) 新設された特例

父母等から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

①特例の適用期間 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

②贈与を受ける人の条件 20歳以上50歳未満の者

③贈与者の条件 贈与を受ける人の直系尊属（父母、祖父母）

④贈与の内容

イ、信託契約で信託受益権を付与された場合

ロ、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合

ハ、書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

⑤手続

イ、金融機関等の営業所等を経由して「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出する。

ロ、契約期間中に「結婚子育て資金」の払出、支出があった都度、「領収書」を金融機関の営業所に提出、支払の事実の確認を受ける（「結婚・子育て資金支出額」といいます。）。

⑥非課税となる金額（非課税抛出額） 1,000万円

（結婚資金は300万円までが限度額）

※ 1,000万円に達するまで（結婚資金は300万円まで）は追加が可能です。

⑦契約期間中に贈与者が死亡した場合

贈与者が死亡した日における「非課税抛出額」から「結婚・子育て資金支出額」を控除した残額（管理残額）は、贈与者からの贈与税の対象にはなりません。贈与者から「相続等により取得した財産」になります。

⑧結婚・子育て資金口座に係る契約の終了

イ、贈与を受けた者が50歳に達したこと

ロ、贈与を受けた者が死亡したこと

ハ、口座の残額が0円となり、その口座の契約を終了させる合意があったこと

⑨贈与税の申告書の提出、納税

上記の⑧のイ、ハに該当する契約の終了時点で、「非課税抛出額」（1,000万円）から「結婚子育て資金支出額」を控除した残額があるときは、その残額は贈与税の課税価格に算入されますので、その額が110万円を超えるときは税務署へ贈与税の申告書を提出し納税の必要があります。

(4) 適用期間の延長があった特例

イ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

①特例の適用期間 平成27年1月1日から平成31年6月30日まで

②贈与を受ける人の条件

- イ、贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること
- ロ、贈与者の直系卑属であること
- ハ、贈与を受けた年の1月1日で20歳以上であること
- ニ、贈与を受けた年の所得金額が2,000万円以下であること
- ホ、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をする事
- ヘ、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その家屋に居住すること
- ト、受贈者の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある方から住宅用の家屋を取得したものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増築等をしたものではないこと
- チ、平成26年分以前の年分において、旧非課税制度（平成22・24・27年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の贈与税の非課税」の特例）の適用を受けたことがないこと

③贈与者の条件 贈与を受ける人の直系尊属（父母、祖父母）

④贈与の内容

自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得、増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合

（注）直接購入代金や新築代金に充てていることが必要で、ローンの返済資金のために贈与を受けている場合はこれに該当しません。

⑤家屋の要件

- イ、新築又は取得をした住宅用の家屋の「登記簿上の面積」が50㎡以上240㎡以下で、
- ロ、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上が受贈者の居住の用に供されること
- ハ、取得の場合は
 - （イ）建築後使用されたことのない住宅用家屋
 - （ロ）建築後使用されたことのある住宅用家屋で、取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合には25年以内）に建築されたもの

⑥非課税限度額

イ、下記ロ以外の場合

住宅用家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 平成29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から 平成31年6月30日まで	800万円	300万円

□、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 平成31年6月30日まで	1,200万円	700万円

□ 父母等から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

①特例の適用期間 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

②贈与を受ける人の条件 30歳未満の者

③贈与者の条件 贈与を受ける人の直系尊属（父母、祖父母）

④贈与の内容

イ、信託契約で信託受益権を付与された場合

ロ、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合

ハ、書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

⑤手続

イ、金融機関等の営業所等を経由して「教育資金非課税申告書」を提出する。

ロ、契約期間中に「教育資金」の払出、支出があった都度、「領収書等」を金融機関の営業所等に提出、支払の事実の確認を受ける（「教育資金支出額」といいます。）。

⑥非課税となる金額（非課税抛出額） 1,500万円

（学校以外に支払う金銭は500万円が限度額）

⑦契約期間中に贈与者が死亡した場合

相続税、贈与税などは対象になりません（贈与者が死亡した時点では課税対象にはなりません。）。

⑧教育資金口座にかかる契約の終了

イ、贈与を受けた者が30歳に達したこと

ロ、贈与を受けた者が死亡したこと

ハ、口座の残額が0円となり、その口座の契約を終了させる合意があったこと

⑨贈与税の申告書の提出、納税

上記⑧のイ、ハの事由に該当したことにより、教育資金口座にかかる契約が終了した場合に、「非課税抛出額」（1,500万円）から「教育資金支出額」（学校以外に支払う金銭は、500万円を限度）を控除した残額があるときは、その残額が贈与税の課税価格に算入されますので、110万円を超えるときには税務署へ申告書を提出し納税の必要があります。

Ⅲ 相続税事務の流れと調査選定及び調査のポイント

1、死亡の把握

相続税法第58条通知書（死亡した日の翌月末日までの通知）

（市区町村長は、死亡したことを税務署長に通知しなければならない。）

法第58条（市町村長等の通知）

市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2 略

インフォメーション（職員が収集した資料）～死亡広告・報道

- 2、 第一次選別 （死亡した全ての人が相続税の申告が必要とは思われないので、課税が見込まれる対象者を絞り込みます。

58条通知書により「住所地」の市町村・都税事務所への不動産所有状況照会
不動産所有状況、所得の状況、KSK蓄積資料、法定調書の状況により選別

要処理（課税が見込まれる者）

無資格（課税が見込まれない者～選別無資格といえます。無資格対象者となった時点で編てつされ、日の目を見ることはなくなります。）

- 3、 要処理事案の申告案内 （ 申告書用紙、お尋ね等同封 ）

- 4、 収受した申告書のチェック（形式的審査）

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 法定相続人の適否 | (7) 各種税額控除の適否 |
| (2) 単純な計算誤りはないか | (8) 未分割で小規模宅地等の特例適用はないか |
| (3) 税額計算の誤りはないか | (9) 路線価に基づかない評価はないか |
| (4) 2割加算の適否 | (10) 海外資産関連はないか |
| (5) 添付書類の不足分の有無 | (11) 高額相続事案 |
| (6) 未分割での配偶者税額軽減適用はないか ※9～11は連絡箋を作成し国税局へ報告 | |

- 5、 署内資料の収集（所得の状況、関連法人申告内容等）

相続人も含めたKSK蓄積資料の出力

KSK（国税総合管理）システムでアウトプットされる資料等の内容

申告所得税の申告内容（過去5年分）	国外送金調書（海外への送金、海外から
財産債務の明細書	送金を受けた）
贈与税申告内容（過去5年分）	国外財産調書
不動産保有状況	生命保険金・退職金支払調書
株式譲渡対価の支払調書	ゴルフ会員権保有
（特定口座源泉徴収あり分は除かれる）	高級乗用車保有
株式の配当状況	金地金の譲渡対価の支払調書

- 6、 署外資料の収集

文書により照会を行い、その回答を求めて申告内容と照合する。

各種照会文書

不動産照会書	生命保険金照会書	農業協同組合	借入金照会書
預貯金等照会書	退職金照会書	郵便貯金（通常貯金）	買掛金照会書
有価証券照会書	ゴルフ会員権照会書	郵便貯金（定額貯金）	未納公租公課
有価証券取引状況照会書		簡易保険照会書	売掛金照会書

※ 各種照会の対象となる者は被相続人、相続人、相続人の配偶者、孫（被相続人と同居していた者に限る場合もある）

※ 預貯金（銀行・信用金庫等）・有価証券の取引状況（証券会社）への照会は、ほぼ3～10年間の取引を復元します。

7、 申告審理（申告された遺産の内容が適正かどうかを検討する）

申告審理は、一般的には特官部門がある署では3億円以上事案を特官部門が担当、3億円未満を一般部門で担当する場合が多い。

特別に高額又は高額増差が見込まれる事案は資料調査課が審理を行い、同課で調査を担当する事案もある。

申告審理を了した結果、次の4通りに処理区分を決めます。

○ 実地調査

臨宅・臨戸・反面を伴う調査を実施する。

○ 事後処理

①計算誤り等がある。 ②申告洩れ財産がある。 ③特例適用誤りがある

④その他

※ 誤り事項が比較的単純で、臨宅・臨戸をせずとも机上で処理すること（修正申告のしょうよう等）が可能である事案。

○ 省 略

申告内容について、特に調査を実施する必要は認められないと判断した事案。

○ 非課税

申告があるが調査を実施しても納税額が算出されないと判断した事案、及び申告がないが、調査を実施しても納税額が算出されない事案。

※ 省略、非課税の処理区分を決めた事案は、「会計検査院からの指摘、タレコミ等」がなければ、日の目をみることはない。

◎ 実地調査の選定対象となるもの

○ 高額な総遺産価額（概ね10億円以上）。

ただし、所得の状況からみて預貯金額が相当で、不動産割合が高い（ほぼ90%以上）ものは対象外となる。

○ 被相続人の職業、所得状況からみて、不表現資産の申告が低調である。

○ 不表現資産が高額である（有価証券預貯金等の金額が概ね1億円以上）。

○ 高額債務に見合う資産計上がない。又は債務の用途が不明である。

○ 外部収集資料（特に預貯金・有価証券等照会回答書）から申告額が明らかに少ないと認められるもの（家族名義預貯金・有価証券の把握）。

○ 著名人、社会的に注目を集めた者。

○ 各種収集資料から調査が必要と認められるもの。

○ 高額譲渡者（過去に高額譲渡所得の申告がある）。

○ 国外送金調書、信憑性の高いタレコミ事案。

○ 国外資産の申告がある、又は、相続人に非居住者がいる。

○ 過去に措置法40条、70条の適用があったもの。

○ 形式的には

● 超大口資産家管理対象者

● 大口資産家管理対象者（継続2管理事案と表現しています）

例～①不動産所得の年間収入が1億円以上（東京局。他局は八千万円）

②経常所得の合計額が1億円以上

※ 不表現資産

預貯金、有価証券、貸付金など、表に出にくい財産を言います。

※ 措法40条適用～公益を目的とする事業を営む法人等に「譲渡所得の起因となる資産」を寄付し、国税庁長官から非課税の扱いを受けている者。

※ 措法70条適用～相続等により取得した資産を、公益を目的とする事業を営む法人等に贈与し、非課税財産とする。

8、 準備調査

- ・ 相続人の所得・生前贈与の状況を把握
- ・ 相続人の資産保有状況の把握
- ・ 関係法人の株式出資（設立時の状況から相続開始に至る）・貸借関係の把握
- ・ 被相続人の預貯金等の入出金の把握と不明入出金の把握、資産取得への出金の把握
- ・ 相続人も含めた有価証券・預貯金の把握、相続人の取引金融機関と取引状況の把握
- ・ 先代等の相続税申告状況の把握
- ・ 準備調査により、調査対象事案のポイントを絞り込む。

※ 準備調査では、被相続人及び相続人の、署に提出された申告書を始めとする各種書類、関連法人の申告内容等々事前に把握しておく。また、金融機関等からの回答を元に申告された金融機関以外（公表外金融機関といいます）に取引がないか検討する。

※ 不明入出金～原資がわからない入金と使途がわからない出金

9、 調査

(1) 実地調査

(2) 実地調査以外の調査

イ 事後処理（机上処理 行政指導

平成21事務年度の実地調査事務について（全管統括官、特官会議資料）

実地調査の基本的な考え方

高額・悪質事案に重点を置き、深度ある調査を実施する。

調査事案の処理に当たっては、税務行政の透明性・統一性が求められていることを十分に認識し、納税者の主張を吟味した上で、調査の過程又は終結の各段階において、常に必要な証拠の収集・保全を行い、事実関係に即した的確な事実認定に基づき、法令面の十分な検討を行った上、適正な課税処理に努める。

深度ある調査

不正把握に重点を置いた調査（ 重加算税対象事案をたくさん作りなさい、との意 ）

(1) 臨宅調査

複数人数で、被相続人の居住していた場所を中心に臨宅調査を実施。複数人数としているのは、調査時のトラブル防止が主。

相続税調査の場合、殆んどが事前の通知がなされている。だいたい一週間から10日前くらい。（無予告での臨場は、不在の時にはその日一日を棒に振ることになるため、自営業者だとその可能性は否定できないが、あまり聞いたことがない。）

イ 聴き取り調査

(イ) 被相続人の経歴等

- ①先代等の親族からの相続関係
先代・先々代のままの不動産の有無
- ②出身地への接触状況
接触の内容によって、金融機関等の
 - (i) 会社役員のと
給与、退職金、債権、債務の有無
 - (ii) 事業所得者のとき
事業用資産の有無、公表外金融機関の有無
 - (iii) その他のとき
仕事等の内容から、公表外金融機関の有無

(ロ) 被相続人の趣味嗜好等

- ①趣味、嗜好
 - (i) 書画骨董
 - (ii) 貴金属
- ②ゴルフ会員権
- ③習性 高齢者は日常の出来事を手帳につけていることが多い。銀行に行った等々
- ④交友関係
友人、得意先等への出資、貸付等
金融機関への勤務者はないか

(ハ) 病歴及び死亡当時の状況

- ①病名、発病時期
本人以外で財産管理を行った者がいるか、誰がいつごろから関与したか
- ②入院先、入院期間
- ③事業活動への関与状況、意識の有無
 - (i) 経営にタッチしてたのは何時頃まで
 - (ii) 入院期間中の被相続人の収入はどのように管理していたか、誰が財産管理をしていたか
- ④死亡時の財産管理者は誰か
 - (i) 相続時の手持現金（病院、自宅等）
 - (ii) 土地等の権利証、預貯金通帳、株券等どこに保管していたか、貸金庫等の有無
- ⑤遺言書作成有無
 - (i) 口頭での意思表示はないか

取引、関係法人の有無

- ③住所移転状況
旧住所地に不動産の有無
- ④職歴～財産の蓄積状況の把握の上でポイントとなる
理担当者に任せている場合
- ②家族の生活費の資金源泉等
 - (i) 資金源泉、利用金融機関（公共料金の支払金融間含む）、一ヶ月の生活費など
 - (iii) 公租公課の支払状況
 - (iv) 大口の支出、買い物
- ③家族以外の者で被相続人から経済的援助を受けていた者の有無
その者の氏名、期間、援助の程度、財産取状況
- ④取引金融機関及びその外交員の氏名
各取引金融機関の利用目的と外交員の氏名及び外交員の訪問状況
※銀行は「店につき」、証券会社は「人につく」証券会社は、担当者が転勤で支店が変わると、異動後の支店で取引を開始する
- ⑤債務の内容
大口の借入金の場合はその借入目的、化体財産
- (ホ) 相続人に関する事項
 - ①相続人、その家族の住所、職業、地位（相続人の財産の概要の把握）
 - ②相続人固有の財産取得状況保有財産
 - ③相続人固有の取引金融機関（認識外の金融機関取引は名義借りか）
 - ④相続で取得した財産の管理運用状況
 - ⑤結婚当時、自宅取得時の財産の贈与の有無、過去の受贈状況
 - ⑥葬式費用の資金手当ての方法（直前出金と葬式費用の関係）
 - ⑦相続税の納税資金の手当ての方法（公表外財産の処分、充当が無い）

- | | |
|---|--|
| <p>(二) 被相続人の財産管理運用状況</p> <p>①通常の財産管理者（被相続人が元気なとき）</p> <p>(i) 被相続人が自己管理していた場合</p> <p>(ii) 配偶者、家族に任せている場合</p> <p>(iii) 被相続人が会社代表者などで、秘書や経</p> <p>(iii) 相続財産総体の把握方法、把握者、権</p> <p>利証、預貯金通帳、証書、有価証券等々</p> <p>(iv) 各人の主張、その調整（遺言書との</p> <p>相違理由</p> <p>(v) 未分割、財産争いの理由、相手方の</p> <p>確認</p> | <p>(ハ) 遺産分割協議の状況</p> <p>①形見分けの有無</p> <p>②遺産分割協議の状況</p> <p>(i) 成立までの会合の状況</p> <p>(ii) 回数、主催者、立会人</p> <p>(vi) 未分割の納付資金の調達状況</p> <p>(ト) 申告書作成までの経緯</p> <p>①資料の取りまとめ方法、申告書作成者、</p> <p>原資記録の確認</p> <p>②不動産、株式、書画骨董品の評価の経緯</p> |
|---|--|

※ 聴き取り調査でいろいろなことを微に入り、細にいき質問するその理由は、ただひとつです。申告もれ財産に結びつく『端緒を把握する』ことにあります。

□ 現物確認調査（現況調査）

預金通帳、定期預金証書、証券、金銭消費貸借契約書、不動産権利証などの提示を求め、申告内容の確認とチェックをする。

実際の収納場所まで案内を請い、収納物品の提示を求める。被相続人が生前に使用していた机（抽斗の中）自宅金庫、関連法人金庫、時に応じて、仏壇、筆筒、押入れ等々の確認を行う。貸金庫を借りていることが判明したときは、必ずその日のうちにその内容物を確認する。

(2) 具体的な調査（検討事項）

- | | |
|---|---|
| <p>イ 土地、建物</p> <p>取得時期確認、実測の有無</p> <p>(イ) 利用状況の確認</p> <p>(ロ) 借地、借家～賃貸借条件の確認、敷金、保証金の有無</p> <p>(ハ) 売買（譲渡・取得）物件がある場合、実測の有無、資金のながれを把握</p> <p>(ニ) 相続人、家族が不動産を所有～取得の状況、資金の手当</p> <p>(ホ) 有料老人ホームに入居していた～入会金保証金の内容確認</p> <p>(ヘ) 遠隔地に保有してたとき、その管理方法などの確認</p> | <p>所有権の帰属を解明する。</p> <p>(ロ) 非上場株式（出資）</p> <p>※ 名義株の存否と評価額の適否がポイント</p> <p>①設立時資金出所、増資時の資金出所
株主名簿、株券台帳、出資金払込領収証等の確認</p> <p>②配当金の支払（受領）状況
領収証筆跡、印影、法定調書手印出の有無、申告の状況</p> <p>③株主総会出席状況、委任状筆跡確認</p> <p>④名義書換等があった場合の取締役会の承認の有無、議事録の作成の有無</p> <p>⑤株券の発行</p> |
|---|---|

□ 有価証券

(イ) 上場株式

- ①取引証券会社の把握
 - ②配当金の受領状況
受取金融機関、銘柄、株数
 - ③他人名義の株式
 - ④家族名義株式の取得の状況、資金の出所
配当金の受領状況（運用）等々を調査し、
- D 払込銀行はどこか、その資金手当て
- E 株券の保有（保管）状況
- F 株主総会の通知状、出席状況は
- G 各事業年度の決算書の送付有無、
決算内容の認知度合い
- H 配当金の受領状況（受領方法、署
- I 株式に異動があるときは、その理由、
贈与契約書、譲渡契約書等の存否
及びその確認

(ハ) 公社債、証券投資信託、貸付信託

現物確認はもとより、利払期等に注意し、受領状況や保管状況等から申告もれとなっているものはないか検討する。

(ニ) 現金

計上した金額の根拠、相続開始直後の諸経費（生活費、葬式費用、医療費、相続税納税資金といったもの）の確認から、現金有無の適否が判断される。

また、相続が開始した場合には、預金取引が停止されるため、被相続人が『危篤』状態になった際とか、『ご臨終』宣告直後に配偶者、子らによる預金引出しがなされるケースが多く、通帳の確認が原則である。

(ホ) 預貯金

※ 現物確認が大原則

家族名義を含めた預金口座の復元を行い、出入金の状況を検討し、どこから入って、どこへ出て行ったかの解明を行い、申告もれ預貯金（特に家族：配偶者？名義）を把握する。

臨宅調査では、家族名義の預貯金の提示も求めて、提示がないものはその理由や保管場所等について聴取する。

このときに、貸金庫で保管してる場合には、必ず、相続人に同行を求めて、内容物の確認を行う。

株券は本人に交付しているか、会社預りか

※ 名義株の判定に当たっての反面調査

（名義株主に聴取する事項）

A 出資会社との関係

B 会社の設立、増資にあたり、誰から依頼があったか

C 株式取得にあたり、払込み方法、払込み金額

また、家庭用財産に対する損害保険契約等を参考資料として概況把握の糧とする。

別荘の家財にも留意する。

(ト) 生命保険金（簡易保険、共済も含む）

①確定申告上の保険料控除、通帳、家計簿等からの把握、確認（保険料の支払原資）

②受取保険金の受領状況の確認

※ 死亡保険金ばかりでなく、被相続人が保険料を負担している『保険契約の権利』に該当するものはないか確認する。

(チ) 退職金、功労金（生前受領を含む受領方法及びその化体財産の確認）

(リ) その他の財産

①未収給与、未収賞与、未収配当

②借入金の前払い利息、借入時の保証料の未経過分、貸付金未収利息

③未収家賃、未収地代、係争中の供託地代、家賃など（未収更新料）

④預け金（敷金、保証金等）

⑤訴訟中の供託金、及び供託物

⑥生命保険の権利評価を要する生命保険契約の権利及び損害保険契約に基づく解約返戻金など

(又) 債務

債務内容に見合った資産が計上されているか現実には未払いでも債務として計上できない性質のものがある（墓碑購入の未払い金）。

①多額な借入金がある場合～借入時の被相続人の病状、行為能力の有無等

(i) 借入したのは何時、誰が

(ii) 借入先は誰が、債務者との関係は

(ハ) 家庭用動産

被相続人の収入、職業、趣味、嗜好等から動産の取得状況とその実態を把握し、

(vi) 利息と返済状況

返済事実の確認と返済資金の出所

②未払医療費

支払済み医療費を計上していないか。

③未払地代、家賃

(iii) 借入条件は

(iv) 借入の目的は

(v) 借入金の受領方法は

対応する資産計上があるか。

④買掛金、支払手形、未払金、仮受金

等発生原因を聴取し、それに見合う資産の計上があるか確認する。

以上、雑駁ではありますが、聴取、検討する事項を羅列してみました。事案の内容によってどこにポイントを置くかが決まります。